

令和 4 年 2 月 4 日

特定空家等の状況

建設部まちづくり課

1. 要旨

令和元年度に 1 件、特定空家等に認定した。その後、令和 2 年度に勧告まで至ったが令和 3 年度に解体されたため、現在、市内に特定空家等は 0 件である。

2. 特定空家等が解体に至るまでの経緯

- ・平成 27 年に地元区より、「屋根が剥がれている・中の荷物から悪臭がして迷惑。」との苦情を受けた。
- ・数年に渡る指導を経て、状態の悪化などにより協議会協議のもと令和元年 11 月 19 日に特定空家等に認定。
- ・その後も指導を続けていき、令和 2 年 12 月 28 日に協議会で協議のもと「勧告」。

↓

空家法による手続きを進めていくと行政代執行は令和 5 年度の見込みとなる。早急に対応が必要ということもあり、当該空き家が区画整理地内であることから、区画整理課と協議を行い、裾野駅西土地区画整理事業の進捗を図ることを目的として、換地代替地取得事業により、解体された。(空家法による行政代執行ではない)

↓

よって、当該空き家は解体されたため解決とする。

※ 解体日 (令和 3 年 4 月 30 日) をもって特定空家等から解除される。

【解体前】



【解体後】

